

# 交通安全 ●●● 津

令和4年3月17日  
津地区交通安全協会  
059-227-5550

## 近く施行される改正道路交通法の概要

令和4年5月13日から

### 自動ブレーキなどの機能が付いた“サポートカー”の限定免許が導入

## サポートカー限定免許

※サポートカー限定免許でも、原動機付自転車と小型特殊自動車の運転は可能です。

- 申請により、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等、先進安全機能を備えた「安全運転サポート車」に運転を限定する、条件付免許の交付が可能になります

**条件** 性能認定が行われた普通車で、保安基準に適合した次のもの

- ・衝突被害軽減制御装置
- ・障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置

- 条件を満たした車以外を運転してはいけません。  
条件に反して運転すると…

免許条件違反

**罰則** 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

**違反点** 2点 **反則金** 7,000円

令和4年4月1日から

### 安管事業所で アルコールチェックが義務化

- 安全運転管理者の新たな業務として次のことが義務づけられます。
- ① 運転前、運転後のドライバーに対し、目視等で、酒気帯びの有無を確認しなければなりません。
- ② 酒気帯びの有無の確認の記録を一年間保存しなければなりません。

更に改正  
されます

令和4年10月1日から

### 安管事業所で、アルコール検知器を用いた アルコールチェックが義務化

- 安全運転管理者の新たな業務として次のことが義務づけられます。
- ① 運転前、運転後のドライバーに対し、目視等だけではなく**アルコール検知器を用いて**酒気帯びの有無を確認しなければなりません。
- ② 測定(検知)記録は一年間保存が義務!  
アルコール検知器は常時、正常に稼働する状態に保たなければなりません。

令和4年5月13日から

### 75歳以上のドライバーが、“基準日”(下記参照)より3年以内に 一定の違反歴(下記の枠内の11の違反行為)があると、“運転技能検査”の受検対象者に!

**基準日**とは運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日を言い、その日より過去3年間に、下記の違反行為をした場合は、上記の運転技能検査を受けなければなりません。

※令和4年10月12日以降に75歳以上の誕生日を迎える人が対象です。

## 運転技能検査

自動車教習所などのコースを実車で走行し、一時停止や信号通過などの課題を行います。



**検査項目** 指定速度による走行、発進、停止、交差点の通行(右折・左折、信号通過)、段差の乗り上げ

**採点方法** 次の能力について減点式で採点

- 運転装置を操作する能力
- 交通法規に従って運転する能力
- 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力
- 他の自動車を安全に運転する能力

**合否** 合格 = 得点率70%以上(第一種免許)  
合格 = 得点率80%以上(第二種免許)

※運転技能検査の受検期間は、免許の有効期間が満了するまでの6カ月間です。更新期間満了までに合格できないと免許証を更新できません。

### 運転技能検査の対象となる基準違反行為(11類型)

1 信号無視 <small>法第7条</small>	2 通行区分違反 <small>法第17条第1項、第4項、第6項</small>	3 通行帯違反 <small>法第20条の2第1項(道路)・(バス専用通行帯)</small>	4 速度超過 <small>法第22条第1項</small>
5 横断等禁止違反 <small>法第25条の2</small>	6 踏切不停止等 遮断踏切入り <small>法第33条第1項、第2項</small>	7 交差点右左折方法 違反 <small>法第34条第1項、第2項、第4項(交差点右左折方法) 法第35条の2(側道交差点右左折方法)</small>	8 交差点安全進行 義務違反等 <small>法第36条、法第37条(交差点優先車) 法第37条の2(側道交差点通行車) 同法交差点安全進行義務違反</small>
9 横断歩行者等 妨害等 <small>法第38条、法第38条の2</small>	10 安全運転 義務違反 <small>法第70条</small>	11 携帯電話使用等 ※交差の危険を生じさせたり 携帯電話を保持した場合に限る <small>法第71条第5号の5</small>	